

## 令和元年度第2回佐倉市総合教育会議

1. 日 時 令和元年12月18日(水) 午後1時10分～2時00分(予定)
  2. 会 場 佐倉市役所議会棟1階 全員協議会室
  3. 内 容
    - (1) 市長あいさつ
    - (2) 議事
      - ①協議・調整事項
        - ・佐倉市教育大綱について
    - (3) 事務連絡
- 

### 会議資料

1. 出席者名簿 . . . . . p. 1
2. 佐倉市教育大綱(案) . . . . . p. 2
  - 佐倉市教育大綱(案)作成のポイント . . . . . p. 4
  - 教育大綱(案)・第5次佐倉市総合計画前期基本計画  
教育ビジョン(案)対応表 . . . . . p. 5
  - 現行の佐倉市教育大綱 . . . . . p. 6



## 令和元年度 第2回総合教育会議出席者名簿

### (出席者)

佐倉市長	西田 三十五
佐倉市教育委員会教育長	茅野 達也
佐倉市教育委員会教育長職務代理者	関山 邦宏
佐倉市教育委員会委員	菅谷 義範
佐倉市教育委員会委員	熊倉 夏子
佐倉市教育委員会委員	小菅 広計

### (説明職員)

企画政策部	企画政策課長	和田 泰治
教育委員会事務局	教育次長	花島 英雄
	教育総務課長	川島 淳一
	学務課長	林 一裕
	指導課長	竹内 重幸
	教育センター所長	榎本 泰之
	社会教育課長	高橋 慎一
	文化課長	鈴木 千春

### (事務局職員)

企画政策課主査	齋藤 雅一
教育総務課教育総務班長（企画政策課併任）	鈴木 康二
教育総務課企画財務班長（企画政策課併任）	今川 孝夫
教育総務課主任主事（企画政策課併任）	實川 和博

# 佐倉市教育大綱（案）

（2020年度～2023年度）

- あなたが輝き、地域が輝き、未来が輝く、“佐倉のひとづくり” -

## 1. はじめに

少子高齢化や人口減少、高度情報化社会の進展など、社会構造が大きく変化する中で、これまで以上に複雑で、予測困難な課題が想定されます。これら課題の解決に向けて、的確に対応していくためには、人々が自らを高め、人生を豊かにするだけでなく、様々な能力を発揮し、地域とのつながりを大切にしながら、積極的に行動していくことが大切です。

社会全体の発展と持続可能な地域社会を実現していくための基盤として“教育”の役割は、ますます高まっています。また、変わりゆく社会情勢に対応した新たな価値を創造していく上で、進取の精神を育んできた佐倉の歴史から学ぶことは、極めて大きいものと考えます。

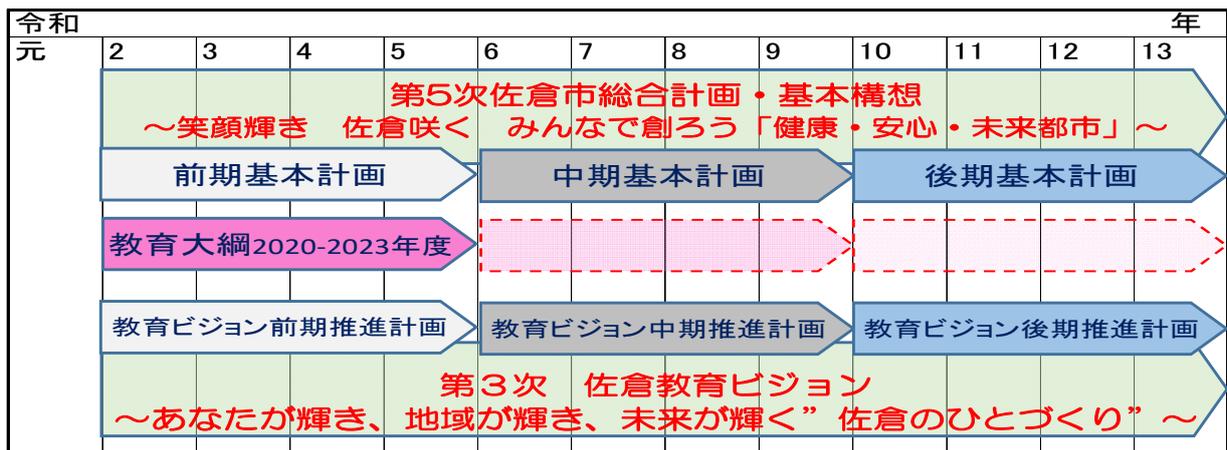
佐倉市は、多くの人材を育てる「まち」を目指し、豊かな心の充実を教育の根幹と捉え、佐倉学を推進し、佐倉で学んだ人々が、佐倉に誇りと愛着を持って一生涯活躍できるよう、教育の更なる充実に取り組んでいくため、ここに佐倉市教育大綱を定めます。

大綱の実現にあたり、教育行政の政治的中立性、継続性及び安定性を確保した上で、佐倉市が直面する様々な課題に対して、市長と教育委員会が共通認識を持ち、協議、調整及び連携協力を図ることとします。また、教育行政の推進にあたっては、地域社会が一体となって取り組むこととします。

## 2. 策定の趣旨及び基本的な考え方

佐倉市教育大綱（以下「大綱」といいます。）は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の趣旨に基づき、佐倉市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の方向性を定めるものです。

大綱は、第5次佐倉市総合計画及び第3次佐倉教育ビジョンをふまえ、定めるとし、大綱の期間は、「第5次佐倉市総合計画・前期基本計画」と連動させ、令和5年度までとします。



### **3. 大綱の基本方針**

#### **基本方針1 生きる力を育む学校教育を充実させ、人権・平和教育を推進します**

進展する社会の中で、子どもたちが力強く生きていくために、「確かな学力」「健やかな体」「豊かな心」を育むとともに、子どもたちの発達段階に応じた心の教育を推進し、「ふるさと佐倉」への愛着と誇りを涵養します。

また、人権意識を醸成し、偏見や差別のない社会を創造するとともに、平和の大切さを広め、国際交流や異なった文化を理解するための取り組みを行います。

#### **基本方針2 学校・家庭・地域が連携し、安心できる教育環境を整備します**

地域に開かれた学校づくりを推進し、学校・家庭・地域が互いの役割を果たしながら、連携を進めることのできる取り組みを行います。

また、子どもたち一人ひとりのニーズに合った教育を推進し、不登校など課題への対応を充実させ、保護者と緊密な連携を図り、安心して学校に通える環境を整備します。

いじめの防止に向けては、市、教育委員会、学校、地域、家庭が一体となり、「いじめは起こりうるもの」として捉え、「いじめを絶対に許さない、見逃さない」という認識のもと、いじめ根絶に取り組みます。

#### **基本方針3 生涯にわたる学びを支援します**

市民の多様な学習ニーズとライフステージに応じた学習機会を提供するとともに、スポーツに親しむ環境を整備し、心と体の健康づくりを推進します。併せて、市民の多様な学びを地域に広げるための仕組みを整えます。

また、ボランティアや地域行事への参加を積極的に推進し、世代間交流を充実させ、市全体で青少年の健全育成に取り組みます。

#### **基本方針4 歴史・文化資産の保全、活用を推進し、芸術・文化を振興します**

「好学進取」の精神に富んだ佐倉市には、文化の発展を支える確かな気風があり、日本遺産に認定された歴史的な町並みなど数多くの歴史文化資産が存在します。これらの特色を活かしながら、数多くの歴史文化資産を未来へ継承していくために、地域文化の振興に向けた取り組みを行います。

また、文化的行事の充実を図るとともに、新たな芸術文化活動を創造し、佐倉から芸術文化の重要性を広く発信します。

令和2年 ○月

佐倉市長 西田 三十五

## 佐倉市教育大綱（案）作成のポイント

1. 佐倉市総合計画、佐倉教育ビジョンの内容を踏まえ、本市の進めるべき教育の基本となる方針として策定。
2. 上記1の内容について、重要な要素をエッセンスとして、4つの基本方針に集約。
3. 大綱のテーマ  
「あなたが輝き、地域が輝き、未来が輝く、“佐倉のひとづくり”」  
●現在策定中の佐倉教育ビジョンの基本理念（案）をテーマとする  
↑  
●佐倉市総合計画 将来都市像  
笑顔輝き 佐倉 咲く みんなで創ろう「健康・安心・未来都市」
4. 大綱の期間は、第5次佐倉市総合計画 前期基本計画と連動させ、令和5年度までとする。
5. 総合教育会議における意見の教育大綱への反映  
○12年後の市民像がはっきりしないと、基本方針もうまく整合しない。  
○人づくりで、きらりと光るような佐倉となってもらえるような大綱を  
⇒教育ビジョンでは、総合計画の将来都市像を踏まえ、めざすべき市民像を描き基本理念を定めることから、その内容を文言明記。  
○現在の大綱は、非常に貴重である。  
○他の計画を大綱に替えることはしないほうがいい。  
○教育大綱の基本的なスタンスは、総合計画と矛盾しないこと。  
○わかりやすいものとしてほしい  
⇒「全体」に反映。  
…「現在の教育大綱をベースに、総合計画の体系に合わせた文章の組み換えを行い、教育ビジョンの施策体系も整合を図り、わかりやすい内容の独立した教育大綱として作成」  
○現在の大綱策定後の3年間で社会が注目している点について盛り込む。  
⇒「1. はじめに 基本方針2」に反映。  
…「子どもたち一人ひとりのニーズに合った教育を推進し、不登校など課題への対応を充実させ、保護者と緊密な連携を図り、安心して学校に通える環境を整備します。」  
○佐倉市が大事にしている人権と平和について引き続き盛り込む。  
⇒「文書の組み換えで基本方針1」に反映。

# 教育大綱(案)・第5次佐倉市総合計画前期基本計画・佐倉教育ビジョン(案) 対応表

教育大綱(案)	総合計画		佐倉教育ビジョン	施策の方向性(総合計画・ビジョン(案)共通)	教育ビジョン(案)の施策の内容
基本方針1 学校教育・人権平和	基本方針4 基本施策1	学校教育	学校教育	学力向上・学習内容の充実に取り組みます	確かな学力の向上
		学校教育		豊かな人間性を育む教育に取り組みます	教職員の指導の質の向上 心の教育の充実 学校教育における「佐倉学」の推進 読書や学術文化学習の支援・異文化理解の推進 食育の推進・健やかな体の育成
基本方針2 教育環境の整備・学校家庭地域の連携	基本方針4 基本施策2	教育環境	教育環境	良好な学習環境を整備します	学校の施設整備の推進 学校の教育環境の整備
		教育環境		地域に開かれた学校運営を行います 安心して学校に通える環境を提供します	一人ひとりのニーズに応じた教育の推進 地域に開かれた学校づくり いじめや不登校等への対応の充実 教育に係る保護者の負担の軽減
基本方針3 生涯にわたる学びの支援	基本方針4 基本施策3	生涯学習	生涯学習	市民の生涯学習を推進します	生涯学習の推進 生涯学習における「佐倉学」の推進 地域活動の担い手の育成 家庭教育の充実
		生涯学習		生涯学習の環境を整備します	社会教育施設の整備の推進 歴史文化資産の保全・活用 佐倉の魅力の掘り起こし 芸術文化の普及の促進 市民の芸術文化活動への支援
基本方針4 歴史文化の保全活用・芸術文化の振興	基本方針3 基本施策4	文化芸術	文化芸術	歴史・文化資産を保全・活用します	歴史文化資産の保全・活用
		文化芸術		芸術文化の普及を推進します	佐倉の魅力の掘り起こし 芸術文化の普及の促進 市民の芸術文化活動への支援

## 【現行】佐倉市教育大綱

- 魅力ある心豊かなふるさと佐倉の人づくり、まちづくり -

### 1. はじめに

人口減少社会の到来により、地域社会を支える基盤の脆弱化が懸念される中、個人の様々な能力を開花させ、その精神を豊かにするとともに、社会全体の今後一層の発展を実現する基盤である教育の意義はますます高まっています。

また、過去に例を見ない社会情勢の変化に対応し、更に新たな価値を創造していくためには、進取の精神を育んできた佐倉の歴史から学ぶところは今なお大きいものがあります。

佐倉市は、このような認識の下、豊かな心の充実を教育の根幹と捉え、「ふるさと佐倉」を育てる人づくりを念頭に、佐倉学を推進し、教育のさらなる充実に取り組むため、ここに佐倉市教育大綱を定めます。

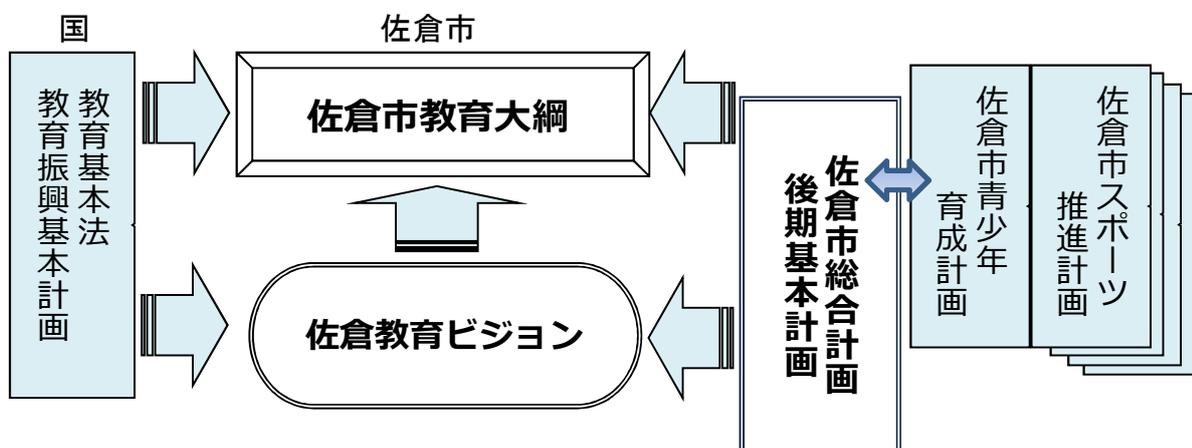
大綱の実現に当たり、教育行政の政治的中立性、継続性及び安定性を確保した上で、佐倉市が直面する様々な課題に対して、市長と教育委員会が共通認識を持ち、協議、調整及び連携協力を図ることとします。また、教育の推進に当たっては、地域社会が一体となって取り組むものとし、

### 2. 策定の趣旨及び基本的な考え方

佐倉市教育大綱（以下「大綱」といいます。）は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の趣旨に基づき、佐倉市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものです。

佐倉市においては、「佐倉教育ビジョン」及び「佐倉市総合計画 後期基本計画」とこれに関連する各個別計画において、教育、学術及び文化に関する計画がなされていることから、これらの内容を踏まえ、本市が進めるべき方針を大綱として定めることとし、その期間を後期基本計画と連動させた、平成31年度までとします。

#### 各施策等の関連（イメージ）



### 3. 大綱の基本方針

#### **基本方針1 豊かな心と学ぶ喜びに満ちた学校教育を充実させます**

進展する社会の中で、子どもたちが力強く生きていくために、「確かな学力」「健やかな体」「豊かな心」を育むとともに、「ふるさと佐倉」への愛着と誇りを涵養します。

子どもたちの発達段階に応じた心の教育を推進し、いじめの防止に向けて、市、教育委員会、学校、地域、家庭が一体となり、「いじめは起こりうるもの」として捉え、「いじめを絶対に許さない、見逃さない」という認識のもと、いじめ根絶に取り組みます。

#### **基本方針2 学校・家庭・地域が連携して子どもたちを育みます**

地域に開かれた学校づくりを推進し、学校・家庭・地域が互いの役割を果たしながら、連携を進めることのできる取り組みを行います。

ボランティアや地域行事への参加を積極的に推進し、世代間交流を深めながら、市全体で青少年の健全育成に取り組みます。

#### **基本方針3 生涯にわたる学びを支援し、人権・平和教育を推進します**

自ら学ぶ風土のもと、市民の多様な学習ニーズとライフステージに応じた学習機会を提供するとともに、スポーツに親しむ環境を整備し、心と体の健康づくりを推進します。併せて、市民の多様な学びを地域に活かすための仕組みを充実させます。

人権意識を醸成し、偏見や差別のない社会を創造するとともに、平和の大切さを拡め、国際交流や異文化を理解するための取り組みを行います。

#### **基本方針4 歴史・文化の保全活用と芸術・文化の振興を推進します**

「好学進取」の精神に富んだ佐倉市には、文化の発展を支える確かな気風があり、数多くの歴史文化資産が存在します。これらの特色を活かしながら、数多くの歴史文化資産を未来へ継承していくために、地域文化の振興に向けた取り組みを行います。

また、文化的行事の充実を図るとともに、市民の芸術文化活動を支援し、佐倉から芸術文化を創造・発信します。

平成28年 1月

佐倉市長 巖 和雄